２　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十八条第一項第一号又は第四号の規定により、登録がその効力を失った小型船舶について船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であって、同法第二十一条の規定により交付を受けた漁船の登録の謄本（登録がその効力を失っていることを明らかにするものに限る。）を提出したときの手数料の額は、四千五百五十円とする。

３　小型船舶が船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十二条ノ二第三項の規定により総トン数計算書の謄本の交付を受けた後、船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であって、当該謄本を提出したときの手数料の額は、四千五百五十円とする。

（小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第三条　小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十四年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第九条**　第一条第一項に規定する現存船について新規登録を申請する場合の法第二十九条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、小型船舶登録規則第四十七条第一項の規定にかかわらず、四千三百円とする。 ２・３　（略）	（手数料） **第九条**　第一条第一項各号に掲げる小型船舶について新規登録を申請する場合の法第二十九条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、小型船舶登録規則第四十七条第一項の規定にかかわらず、三千八百円とする。 ２・３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

法規的告示

○農林水産省告示第七百六十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第一の二の項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年六月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。	一　植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。
一　（略）	一　（略）
二　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物	二　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物
（一）　節足動物	（一）　節足動物
（略）	（略）
Tuberolachnus macrotuberculatus（ヒワコブオオアブラムシ）	*Tuberolachnus macrotuberculatus*（ヒワコブオオアブラムシ）